平成２２年（フ）第８７８号
京都市右京区太秦乾町10番地１　デ・リード太秦駅前Ｔｈｅ　ＮＥＸＴ514号
破産者　山根　優子（旧姓大洞）
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
神戸市西区樫野台５丁目２番地Ｄ―711号、旧住所神戸市西区樫野台６丁目１番地の79
破産者　八幡　　聡
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
兵庫県明石市貴崎３丁目16番14号　第二神足荘、旧住所兵庫県明石市貴崎３丁目15番53号大和荘２Ｆ
破産者　本郷河都子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
兵庫県明石市魚住町中尾71番地
破産者　吉村　庸子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
長崎県西海市西海町木場郷475―３、住民票上の住所長崎県西海市西海町木場郷109番地56
破産者　岩本勘一郎
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６５０号
仙台市泉区将監４丁目28―２―101、開始決定時の住所仙台市泉区泉ヶ丘５丁目31番１号
破産者　小出　憲一
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６７号
仙台市宮城野区鉄砲町６番地　仙台駅東仮設住宅101
破産者　竹丸　京子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
宮城県登米市南方町上ケ戸53番地
破産者　大内　祐子
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５９号
宮城県登米市迫町北方字峯83番地１
破産者　鈴木　浩之
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４５０号
福井市町屋２丁目16番18号
破産者　杉田　桂一
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
兵庫県加古川市野口町長砂697番地の22
破産者　神名　　壽
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２８号
函館市川汲町728番地
破産者　野口　優司
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
函館市堀川町14番15号
破産者　三上　幸子
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６７４号
岩手県八幡平市平舘第28地割70番地２　イーストハイムＤ102号
破産者　大澤　浩子
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０９号
盛岡市稲荷町２番44号
破産者　熊谷　郁夫
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目６番地103
破産者　岩間　清人（旧姓根本）
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１８８号
福井県鯖江市北中町729番地
破産者　有限会社源伸堂きむら
1　破産債権の届出期間　平成23年８月24日まで
2　一般調査期日　平成23年10月25日午前10時
平成23年７月25日
福井地方裁判所民事部破産係